

開かれた市政をめざして 皆さまの意見にお答えします。

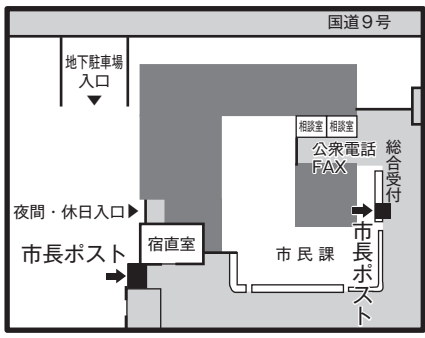
あなたの率直な意見、提案をお待ちしています。



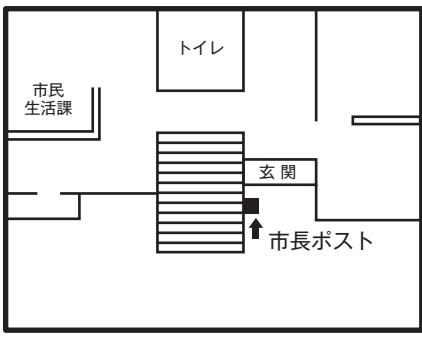
市政に対する皆さまからの幅広いご意見・ご提案を伺うために、「市長ポスト」を設けています。
お寄せいただいたご意見等は市政に反映させてまいります。

設置場所

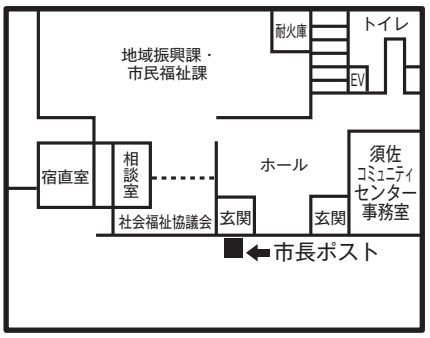
【市役所本庁】 西側玄関・総合受付(2カ所)



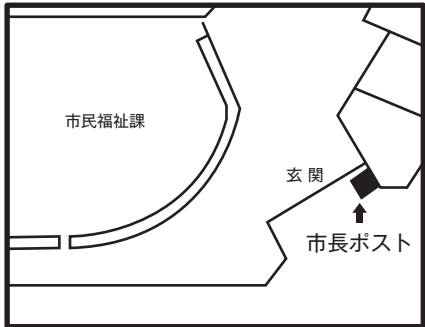
【平田支所】 本館玄関前(1カ所)



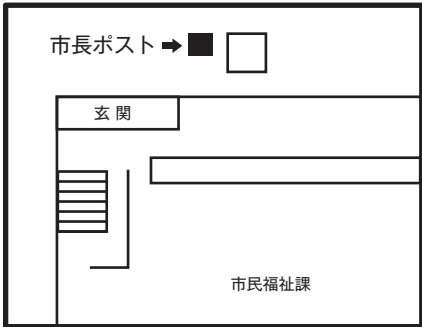
【佐田支所】 正面玄関前(1カ所)



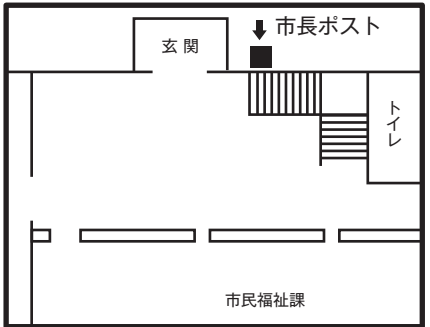
【多伎支所】 正面玄関前(1カ所)



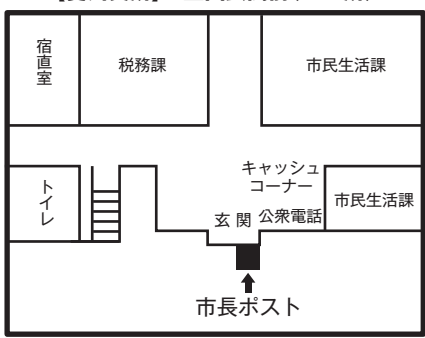
【湖陵支所】 正面玄関前(1カ所)



【大社支所】 正面玄関前(1カ所)



【斐川支所】 正面玄関前(1カ所)



◆ 市長ポストへの投書方法

市政への意見・提案を直接「市長ポスト」に入れてください。様式は問いませんが、市長からの回答を希望される場合は、必ず住所・氏名の記載をお願いします。

◆ ご意見・ご提案と回答の公開について

いただいたご意見等については、すべて市長が確認します。市長は担当部課と十分に協議し、その結果を文書にて回答します。また、原則市ホームページで公開します。ただし、以下の場合は回答及び公開しません。

- ◎匿名のもの(氏名・住所の記載がないもの)
- ◎市政に関係しないもの
- ◎他人を誹謗中傷するもの
- ◎営利企業等の宣伝に関するもの
- ◎意見等の趣旨が意味不明なもの など

回答
 買い物に不便を感じていらっしゃる方は、買い物だけではなく医療機関への受診や年金の引き出し等生活全般にわたり不便を感じていらっしゃると思います。買い物に特化したバスではなく、まず、生活全般に利用できるバス交通について検討する必要があると考

意見
 買い物の際の交通手段の確保について
 買い物に行くのに、交通手段がなくて困っています。高齢者が自転車や徒歩で行けるところにショッピングセンターがありません。
 買い物バスや移動販売車、買い物代行サービスなどを検討していただきたいと思っています。

今回は、
 平成23年8月から
 平成24年1月までに
 いただいたご意見の
 一部を紹介します。

えています。バス交通については公共交通システム検討委員会等で検討いただいているところであり、その結果や、各地域の実態把握などを行った後、総合的に対応を検討したいと思っております。

また、島根県及び出雲市では、中小企業者等が中山間地域における買い物不便対策事業に取組む際に補助制度（移動販売に必要な車両及び設備の取得に要する経費への補助）を設けています。（平成24年度には、制度の変更を予定しています。）

買い物代行サービスについては、既にサービス提供をされている事業所があります。高齢者あんしん支援センターでは、買い物代行サービスなどの社会資源情報の収集に努めています。ご利用いただける情報もあると思いますので、お問い合わせください。



意見

築地松の 枯れ対策について

最近市内の広範囲で松枯れ被害が発生しています。数多くの築地松や庭松が次々と変色し、枯れていく姿を見て、大変寂しく感じています。黒松は島根県の県木でもあり、風物誌でもあると思うので、一本でも多く残していただきたいと思えます。

回答

ご意見にありましたように、夏以降、市内の広範囲で松枯れ被害が発生しており、大変心を痛めているところでです。

ご指摘のように黒松は島根県の県木であると同時に出雲市の「市の木」であり、築地松とその散居集落の織り成す景観は全国にも誇れる貴重な財産です。

こうした文化的遺産を地域全体で保全していこうと平成6年に本市と島根県及び住民代表の方々と「築地松景観保全対策推進協議会」を設立し、できるだけ近隣住民が一体となつて築地松を保全していくように住民協定の締結を推進してきたところです。また、協議会では、本市と島根県からの補助を受けて、住民協定を締結された築地松所有者に対し、陰

手刈りや薬剤散布、枯れ松の伐倒・補植など築地松の維持管理経費の一部を助成しております。

本年度は、松くい虫の被害の深刻さを物語るように例年になく多数の助成申請があり、市では、協議会に対して緊急的な支援措置として補助金を追加交付するとともに、島根県に対しても同様の助成をしていただくように、昨年12月に協議会を通して強く働きかけをしたところです。

築地松に限らず庭木の松であつても、松くい虫によつて枯れた松は他の松に伝染させないように伐倒、焼却するとともに、感染予防として適切な方法で薬剤の地上散布、樹幹注入などを施すことが重要です。事態を拡大させないよう、所有者の方々に対し防除策についてさらに啓発していく必要があると考えております。

貴重な文化的遺産である築地松を後世に引き継いでいくことが、今に生きる私たちの責務と思っております。貴重なご意見を参考にさせていただきます。今後も築地松保全対策に努力してまいります。

おたずね／広報情報課

TEL 21 8578
FAX 21 6509

暴力のない、 安全・安心なまちづくりを

「出雲市暴力団排除条例」制定、 「暴力団排除に関する協定」締結

出雲市では、市内のあらゆる社会・経済活動から暴力団を排除することを目指し、昨年12月に「出雲市暴力団排除条例」が制定され、本年4月1日から施行されました。

また、この条例を効果的に実効性のあるものとしていくため、1月27日には出

雲市と出雲警察署において「出雲市における暴力団排除に関する協定」を締結し、暴力団排除に関する市と警察の更なる連携強化を図りました。

暴力団は、暴力や威力を背景とした不法行為により市民生活に大きな不安や脅威を与える存在です。この条例制定を契機に、市・市民・警察が力を合わせて暴力団排除を推進し、出雲市を暴力団のいない安全・安心なまちにしていきたいと思います。

※「出雲市暴力団排除条例」の条文と条例解説はホームページに掲載しています。



出雲警察署の石倉署長と長岡市長が「出雲市における暴力団排除に関する協定」を締結しました（1月27日、市役所）